

在宅で介護している人へ介護者手当を支給

「被介護者」を常時介護している「介護者」に対し、その労をねぎらうことと、福祉の増進を目的として手当を支給します。

この場合の被介護者とは

町に住所があり、基準日(10月1日)前の1年間、次のいずれかに該当し、常時介護が必要な人。

①介護保険制度の要介護4以上／②身体障害者手帳1種1級所持／③療育手帳A1所持

※②と③は、①と同程度の状態にある場合に限る

この場合の介護者とは

基準日(10月1日)現在、町に居住し住民基本台帳に記載されていて、続けて1年以上被介護者と同居し在宅介護している人。

支給の対象とならない場合

被介護者か介護者が、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの1年間に、次のいずれかに該当した場合。

- ・病院、施設などに30日を超える入院／入所／ショートステイ利用
- ・他の市町村が支給する在宅ねたきり老人等介護者手当など(同様の手当を含む)の受給
- ・「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の規定による特別児童扶養手当／障害児福祉手当／特別障害者手当／福祉手当(「国民年金法等の一部を改正する法律」の規定による改正前の「福祉手当」)の受給 ※全て当該被保険者が対象の手当に限る

申請と支給について

申請期限 10月29日(金) (土・日を除く)

※期限までに申請が困難な場合、その理由を明示した上で12月28日(火) (土・日・祝日を除く)まで申請可

受付場所 福祉課

持参物 介護者と被介護者の印鑑(スタンプリ式不可)と健康保険証／介護者の預貯金口座がわかるもの(預金通帳など)／(被介護者が障がい者の場合)障害者手帳

※申請時に介護者の介護状況などを調査し、後日、訪問調査を行う場合があります。

支給額 年額5万円。次のどちらかに該当する場合は、年額10万円

- ・(被介護者要件①該当者)入院等と介護サービス利用がない
- ・(被介護者要件②か③該当者)入院等と障害福祉サービス、障害児通所支援の利用がない

支給方法 調査と審査を行い、支給決定後口座振り込み

※前回受給した人でも、今回該当しない場合があります。

☎ 福祉課 包括支援係 ☎ 234-6113
障がい支援係 ☎ 286-3115

傷病手当金の支給対象期間延長

新型コロナウイルス感染症に感染した(疑い含む)被保険者等を対象とした傷病手当金の支給対象期間を延長しました。

対象期間と対象者

対象期間 12月31日まで

対象者 ・国民健康保険／後期高齢者医療制度の加入者
・新型コロナウイルスに感染(感染疑い含む)したため、勤務できず、給与の一部または全部をもらえない人

要件(全て満たす人)

- ・新型コロナウイルスに感染した、またはその疑いのため療養し、仕事ができず4日以上休んでいる
- ・休んだ期間、給与などの収入がない

☎ 健康保険課 保険年金係
☎ 286-3113